

青梅市広告掲載基準

1 目的

この基準は、青梅市広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）第3項に規定する掲載できる広告の範囲について、必要な事項を定め広告掲載の可否の審査（以下「審査」という。）を適正に行うことを目的とする。

2 審査の留意事項

審査に当たっては、要綱およびこの基準にもとづき、公共性、公益性、社会情勢、市民への影響等に十分配慮するとともに、広告媒体の性質に応じた判断を行うものとする。

3 掲載できる広告の業種または事業者の条件

次に掲げる業種または事業者でないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業に該当する業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等である事業者またはそれらに関する事業者（以下「暴力団等事業者」という。）
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (4) 占いまたは運勢判断に関する業種
- (5) 興信所、探偵事務所その他主として私的な秘密事項の調査または取扱いに関する業種
- (6) 法令に定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 各種法令に違反している事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 市の市民相談窓口等に市民からの苦情相談があり、市がその内容を悪質と認める事業者
- (10) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）により、指名停止を受けている事業者
- (11) その他青梅市長（以下「市長」という。）が広告を掲載する業種または事業者として適当でないと認めるもの

4 掲載できる広告の条件

次に掲げる内容でないこと。

- (1) 市の公共性、中立性または品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、差別または名誉毀損のおそれがあるもの
- (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (4) 市の事業運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (5) 非科学的または迷信に類するもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 暴力、犯罪、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、または助長するもの
- (9) 残酷な描写またはわいせつ性を連想させるもの
- (10) 未成年者の心身に有害なもの
- (11) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
- (12) 暴力団等事業者の利益につながるもの
- (13) 政治活動を主目的とするもの
- (14) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (15) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- (16) 誇大表現もしくは根拠のない表示であるものまたは誤認を招きやすいもの
- (17) 射幸心を著しくあおるもの
- (18) 虚偽の内容を表示するもの
- (19) 個人または団体などの意見広告
- (20) 市が広告を掲載する者を支持し、またはその商品もしくはサービス等を推奨し、もしくは保証しているかのような表現のもの（市が別に認証等を行っている商品またはサービス等にかかるものを除く。）
- (21) 前各号に掲げるもののほか法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (22) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

5 掲載広告の表示基準

掲載広告の表示基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 著作権および肖像権を侵害しないこと。

- (2) 関係法令、業種ごとに定められている広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- (4) 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。

6 バナー広告に関する基準

市のWEBページにリンクする広告（バナー広告）については、当該広告のリンク先であるWEBページの内容についても、直接掲載する広告と同様にみなして審査し、掲載の可否を決定するものとする。

7 広告掲載者に関する確認

- (1) 市長は、必要と認めるときは、広告掲載者にかかる必要な許可、免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について、広告掲載者に確認をするものとする。
- (2) 市長は、広告掲載者または広告内容が本基準に抵触しないか確認する必要がある場合は、広告掲載者に対し、信用性および信頼性を確認できる資料の提出を求めることができる。

8 広告媒体ごとの基準

市長は、必要と認めるときは、広告媒体の性質に応じた広告媒体ごとの基準を別に定めるものとする。

9 実施期日

この基準は、令和3年8月1日から実施する。